

J R 東海労働関西地「申」第 3 2 号
2 0 1 6 年 3 月 1 8 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

二輪用の入構許可証及び自転車等の通勤に関する申し入れ

3月11日、烏飼車両基地内の各車両所で「二輪用（自転車を除く）入構許可証の交付手続きについて」と題した掲示が出された。

掲示によると「平成28年4月1日より、自動車と同様に二輪車（自転車を除く）も許可証による基地内へ入構とするので下記の通り手続きを行うこと」としている。また、「車と二輪車との二重登録はできない」ともなっている。

現在、大阪修繕車両所、大阪仕業検査車両所、大阪交番検査車両所、大阪台車検査車両所では、多くの社員が、高架下の工事や駐車場不足を理由に駐車許可証が発行されておらず、やむなく公共交通機関による通勤に変更した社員や、自転車、二輪車（バイク）での通勤を余儀なくされている。

通勤方法について本来、会社は社員が希望する方法を認めなければならないと考える。よって下記の通り申し入れるので早急に協議の場を設定すること。

記

1. 二輪車の基地内への入構を「許可証による」とする理由を明らかにすること。
2. 本来、自動車による通勤を希望しているにも関わらず、高架下の工事や駐車場不足を理由に駐車許可証を発行されず、仕方なく自転車、二輪車で通勤している社員が、自動車通勤を希望すれば、直ちに駐車許可証を発行するのか明らかにすること。
3. 「今後、入構許可証のないものは、基地内への入構を認めない」とあるが、出勤時、自動車に不具合があり、やむをえず、二輪車で出勤した場合も入構を認めないのか明らかにすること。
4. 今回、二輪車による通勤を申請し入構許可証を取得した社員が、後日、自動車通勤を希望した場合、直ちに駐車許可証を発行するのか明らかにすること。
5. 「自動車と二輪車の二重登録はできない」とあるが、本来、自転車等による通勤を認めているので、どちらでも通勤できるよう二重登録を認めるべきだと考えるが、見解を明らかにすること。
6. 駐車許可証が発行されず、やむなく電車通勤に変更した社員に対して、その社員が希望する通勤経路を認めるべきだと考えるが、見解を明らかにすること。
7. 今回の申請期間は定めているが、今後の申請内容の更新・変更についての申請の期間、時期は定めているのか。明らかにすること。

以上